

(案)

**加須市国民保護計画
避難実施要領パターン**

令和 年 月

加 須 市

目次

1	避難実施要領の概要	
(1)	避難実施要領とは	1
(2)	避難実施要領のパターンについて	1
2	市の実施する国民の保護のための措置	
(1)	国民保護法第16条に基づく措置	3
(2)	避難の指示の伝達	3
(3)	避難実施要領の策定	3
(4)	避難実施要領に記載する項目	4
(5)	避難実施要領の策定における考慮事項	4
(6)	避難実施要領の内容の伝達等	5
(7)	様式例	5
3	避難実施要領のパターン	
(1)	想定する事態の検討	11
(2)	事態の特徴	11
(3)	避難実施要領のパターン作成への留意すべき事項	13
(4)	避難実施要領パターン	14
	例1 弾道ミサイル攻撃着弾前（屋内避難）	14
	例2 弾道ミサイル攻撃着弾後（地域外避難）	17
	例3 大規模集客施設への攻撃（地域内避難）	23
【参考1】	住民の避難の基本的考え方	28
【参考2】	避難誘導における一般的留意事項	30

1 避難実施要領の概要

(1) 避難実施要領とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法という）では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長はただちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

(2) 避難実施要領のパターンについて

国民保護法第 61 条によれば、市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、県警察、自衛隊などの関係機関の意見を聴き所要の調整を行いつつ、速やかに避難実施要領を定めなければならないと定められている。

しかしながら、国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められるが、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があるが、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することになってしまう。

そこで、国民保護に関する基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくよう努めるものとされている。

この避難実施要領パターンは、「加須市国民保護計画」第 2 編第 4 章第 2 節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

■ 避難実施要領作成への根拠規定及び内容

根拠規定	内 容
国民保護法 第 61 条第 1 項	市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。
国民の保護に関する基本 指針 (平成 17 年 3 月 25 日閣 議決定)	消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。

<p>国民保護に関する埼玉県 計画 第2編 第4章 第2節</p>	<p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 市町村長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知しておくものとする。</p>
<p>加須市国民保護計画 第2編 第4章 第2節</p>	<p>第2節 モデル避難実施要領の作成 市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、予め武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、市民に対して周知する。</p>

2 市の実施する国民の保護のための措置

(1) 国民保護法第 16 条に基づく措置

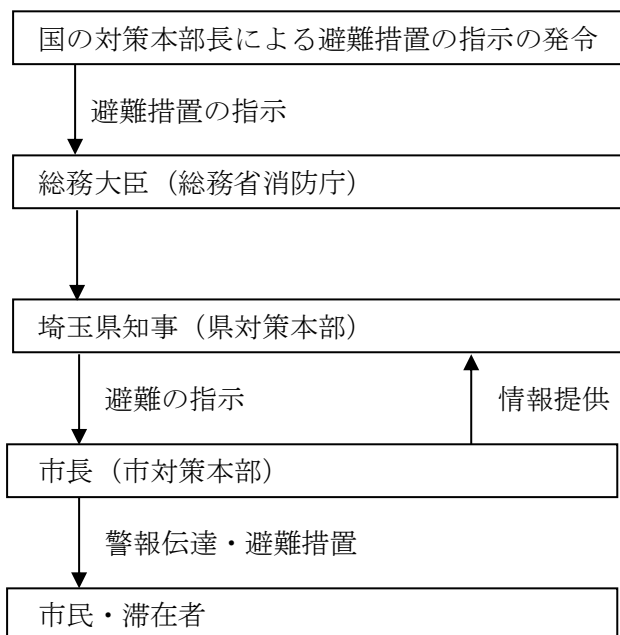
国民保護法第 16 条の規定に基づき、市は警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置を講じる。

(2) 避難の指示の伝達

市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

■避難の指示の流れ



(3) 避難実施要領の策定

ア 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを策定しておく。

イ 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

ウ 策定に当たっては、各執行機関、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

エ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第61条第2項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

（４）避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員の配置等
- ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 緊急連絡先

（５）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災状況の分析)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による輸送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 避難支援プランの作成
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

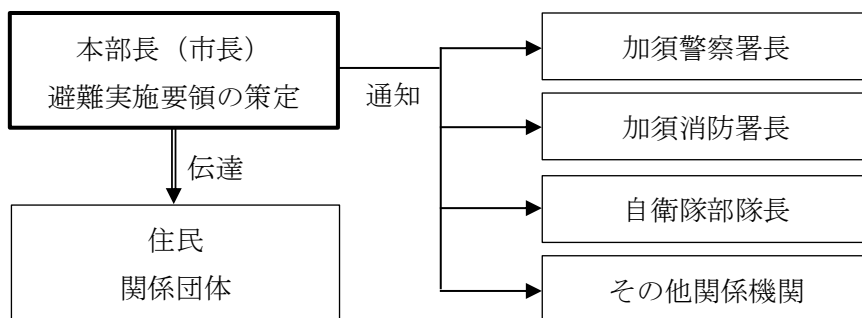
（6）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領の策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防署、警察署長、その他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

■ 避難実施要領の伝達・通知



（7）様式例

避難実施要領に決められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を様式として用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と市域内避難・市域外避難の様式例を次のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

■例2 市域内の避難及び市域外避難における避難実施要領の様式（例）

避難実施要領				
				加須市長
				月 日 時 分現在
市域内の避難 及び 市域外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候： 、気温： ℃、風向： 、風速： m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人員数 (人)				

連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所（広域避難場所）				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話番号）				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・車・徒歩・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要配慮者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難開始日時			

	避難完了予定日時	
	その他(誘導責任者等)	
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	
	要配慮者への支援事項	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	
8-2 職員の配置方法		
配置場所		
人数		
現地調整所		
8-3 残留者の確認方法		
確認者		
時期		
場所		
方法		
措置		
終了予定日時		
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法		
食事時期		
食事場所		
提供する食事の種類		
実施担当部局		
8-5 追加情報の伝達		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
基本事項		
事態の特性		
時期の特性		

一時集合場所での対応		
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得、安全確保、服装等）		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		
避難実施要領の伝達先		
職員間の連絡手段		
12 緊急時の連絡手段		
加須市国民保護対策本部	電話：	FAX：

3 避難実施要領のパターン

この避難実施要領パターンは、「加須市国民保護計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

ここでは、弾道ミサイル攻撃の場合及び大規模集客施設への攻撃の場合における避難実施要領パターンを作成しておくこととする。

(1) 想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対策を用意しておくものである。

このため、パターン作成に当たっては、どのような事態が起きるのか、それに対して国、県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討して想定事例とすることが最初に行うべき作業であり、現実的で合理的な想定を設定することは極めて重要である。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、地理的特性や施設等により異なるものであるが、想定する事態としては、まず、武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4類型が考えられる。

(2) 事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例と想定されている。

住民の避難移管する措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが必要であることから、事態ごとのおおまかな特徴を把握しておくことが重要である。

■ 事態の特徴

	区 分	特 徴
武力 攻撃 事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none">国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊 部隊による攻 撃	<ul style="list-style-type: none">事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル 攻撃	<ul style="list-style-type: none">発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前

		に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

区分		特徴	
緊急対応事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。 	
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 	
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。 	
	大量殺傷物質等による攻撃		
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物による被害は、一般的には熱戦や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。 	
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。 	
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。 	

(3) 避難実施要領のパターン作成への留意すべき事項

国民保護事案の種類に応じて、事態兆候の予測察知の可能性や、時間的余裕、避難範囲、避難方法が異なることから、避難実施要領パターン作成の際に留意すべき事項を示す。

■避難実施要領のパターン作成への留意すべき事項（一例）

事案の種類	事態兆候の予測察知の可能性	避難までの時間的余裕	想定される避難範囲	想定される避難時間	避難方法
弾道ミサイル攻撃	事前に兆候を察知した場合でも発射された段階で攻撃目標を特定することは困難	余裕なし	市内の一部地域もしくは全地域	数時間から数日（事態終結の場合に限る）	屋内避難後、事態の推移に応じ市内避難施設（原則徒歩）へ避難
ゲリラや特殊部隊による攻撃（時間的余裕あり）	事前に予測・察知は難しく、突発的な被害の可能性はある。	比較的あり	全市域 又は一部の市域	数時間から数日	事態の推移に応じ市内避難施設（原則徒歩）へ避難
ゲリラや特殊部隊による攻撃（突発的攻撃）	事前に予測・察知は難しく、突発的な被害の可能性はある。	余裕なし	全市域 又は一部の市域	数時間から数日	屋内避難後、事態の推移に応じ市内避難施設（原則徒歩）へ避難
ゲリラや特殊部隊による攻撃（化学剤使用攻撃）	事前に予測・察知は難しく、突発的な被害の可能性はある。	余裕なし	全市域 又は一部の市域	長期（汚染除去まで）	屋内避難後、事態の推移に応じ市内避難施設（原則徒歩）へ避難

(4) 避難実施要領パターン

本市の特性を踏まえ、避難実施要領パターン作成については、弾道ミサイル攻撃着弾前及び弾道ミサイル攻撃着弾後、大規模集客施設への攻撃の場合の3パターンを作成する。

○弾道ミサイル攻撃の場合

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内避難することが基本である。(できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設の近い施設に避難する。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルは発射された段階で迅速に各人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

しかし、弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難とされている。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体(国又は国に準ずるもの)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくることから、すべての地域に着弾の可能性があるものとして対応を考える。

《弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ》

ア 弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合

国対策本部長(警報発令、避難措置の指示) ⇒ 県知事(避難の指示)

⇒ 市長(避難実施要領の策定)

イ 実際に弾道ミサイルが発射された場合は、国の対策本部長がその都度警報を発令

■例1 弾道ミサイル攻撃着弾前(屋内避難)

避難実施要領	
加須市長 ○月○日 ○時○分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和○年 ○月○日 ○:○○
発生場所	—
実行の主体	○○国

事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：〇〇、気温：〇〇℃、風向：〇〇、風速：〇m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅ろうな建物の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	埼玉東部消防組合加須消防署 0480-61-0119 加須警察署 0480-61-0110
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>(1) 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、要配慮者支援の例によって避難させる。</p> <p>(2) 担当職員等は、屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。</p> <p>(3) 市民以外の滞在者についても、屋内への誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<p>(1) 非常持出品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。</p> <p>(2) 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。</p> <p>(3) 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。</p> <p>(4) 危険動物の逸走対策を行う。</p> <p>(5) その他必要と認められる事項</p>
屋外にいる場合	<p>(1) 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。</p> <p>(2) 車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむおはず道路に駐車する場合は、道路の左端に沿ってカギをつけたまま駐車するなど、緊急車両の妨げとならない方法とする。</p> <p>(3) 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難な場合は、遮へい物の物陰に留まるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。</p> <p>(4) 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、該当現場から離れるとともに、市、消防、警察に連絡する。</p>

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	担当職員等は、市民に対し、防災行政無線、防災ラジオ、防災アプリ、かぞホッとメール、広報車による伝達や消防団、自主防災組織（自治協力団体）等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅ろうな建物等への屋内への避難が必要である旨を周知する。 実施に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、J-ALERT システムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による
6 緊急時の連絡手段	
加須市国民保護対策本部	電話 0480-62-1111 FAX0480-62-1934

■例2 弾道ミサイル攻撃着弾後（地域外避難）

避難実施要領	
加須市長 ○月○日 ○時○分現在	
地域外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、○日○時○分頃にA市B地域において発生した爆発について、Y国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺のA市C地区及びその風下となるA市D地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○○年 ○月○日 8時30分
発生場所	A市B地域「○○倉庫」付近
実行の主体	Y国 ○○
事案の概要と被害状況	A市内にミサイル落下。NBC団の可能性あり。人的・物的被害について調査中
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施
気象の状況	天候：晴れ、気温：20℃、風向：北東、風速：3m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	別紙
避難先と避難誘導の方針	爆心地に近い要避難地域のA市C地区の住民200名に対して、直ちに爆心地周辺から離れ、本日11:00を目途に避難場所A・避難場所Bへ一時退避させる。 更に、爆心地の風下となり要避難地域に該当するA市D地区の住民300名に対し、本日12:00を目途に、避難場所C、避難場所Dに一時退避させる。 必要に応じて、本日15:00以降、借上げバス等により、市域の避難場所Eの大規模避難場所へ移動させる。 要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内避難継続する。
避難開始日時	○日 10:00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう県警察、消防署、自衛隊に派遣要請するとともに、爆心地の風上地点に、現地調整対策本部を設置し、担当職員を派遣し、現地における調整にあたる。

	<p>その周辺地域に除染所を開設するため、消防・自衛隊にて消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備の実施、警察における交通規制を実施する。</p> <p>また、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難場所における医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難場所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、県と災害拠点病院への受入れの調整を行う。</p>			
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各班、県、消防署、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>必要に応じて、市職員を関係団体へ派遣する。</p>			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。</p> <p>地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能あり、要避難地域の住民の状況把握が困難になる。</p>			
地域の特性	<p>自主防災組織による住民の誘導や、及び民生委員・児童委員による要援護者への対応が期待できる。</p>			
時期による特性	<p>数時間後には降雨の予報あり。</p>			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	C地区	D地区		合計
避難者数（計）	200	300		500
うち要配慮者数	5	10		15
うち外国人等の数	0	3		3
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	地名C1	地名C2	地名D1	地名D2
避難施設名	避難場所A	避難場所B	避難場所C	避難場所D
所在地	C ○○番	C ○○番	D ○○○番	D ○○○番
収容可能人員数（人）	120	80	180	120
連絡先（電話等）	○○-○○○○	○○-○○○○	○○-○○○○	○○-○○○○
連絡担当者	○○	○○	○○	○○
その他の留意事項等				
6 避難手段				
<p>(1) 避難場所への移動は、原則として徒歩により行う。</p> <p>(2) 担当職員等は、地域の自治協力団体（自主防災組織）等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(3) 要援護者の避難が適切に行えるよう関係団体の協力が得られるよう努める。</p> <p>(4) 市民以外の滞在者への避難誘導について、事業所・店舗等に協力を依頼する。</p>				

輸送手段	鉄道・バス・車・ 徒歩 ・その他（ ）		
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—	
	台数	—	
	輸送可能人数	—	
	連絡先	—	
輸送力の配分の考え方	—		
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な方に対しては、市又は借上げ車両にて避難場所まで搬送する。	
	その他（入院患者等）	消防と調整し、救急車やドクターヘリにより搬送を行う。	
7 避難経路			
避難に使用する経路	主要な避難経路は、「県道A号線」、「市道A号線」、「市道B号線」及び「市道C号線」とする。詳細は別添地図のとおり。		
交通規制	実施者の確認	〇〇警察署	
	規制に当たる人数	〇〇人程度	
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	〇〇警察署	
	規制に当たる人数	〇〇人程度	
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難（輸送）方法			
地区	C地区	D地区	
一時集 場所への 避難方法	誘導の実施単位	—	—
	輸送手段	—	—
	避難先	—	—
	集合時間	—	—
	その他（誘導責任者等）	—	—
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位	地名C 1、地名C 2	地名D 1、地名D 2
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「県道A号線」、「市道A号線」及び「市道B号線」を使用する。	「県道A号線」、「市道A号線」及び「市道C号線」を使用する。
	避難先	避難施設A、避難施設B	避難施設C、避難施設D
	避難開始日時	〇日 9:00	〇日 10:00
	避難完了予定日時	〇日 11:00	〇日 12:00
	その他（誘導責任者等）	—	—
要配慮者 等の避難	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応	身体状況に応じ個別に対応

方法	輸送手段	市又は借上げ車両及び介護事業者への協力を依頼	市又は借上げ車両及び介護事業者への協力を依頼
	避難経路	県道A号線ほか (徒歩避難経路との重複に留意)	県道A号線ほか (徒歩避難経路との重複に留意)
	避難先	避難施設A、避難施設B	避難施設C、避難施設D
	避難開始日時	○日 10:00	○日 11:00
	避難完了予定日時	○日 15:00	○日 15:00

8-2 職員の配置方法

配置場所	<p>(1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は別に定める。</p> <p>(3) 避難誘導印の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>また、避難誘導員は、現地調整所との避難開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>
人数	C地区、D地区の避難場所と、県道A号線、市道A号線、市道B号線及び市道C号線の主要な交差点（○○箇所）
現地調整所	連絡要員を2名配置

8-3 残留者の確認方法

確認者	市職員、消防職員、消防団員
時期	○日 13:00 開始
場所	C地区（地名C1、地名C2）、D地区（地名D1、地名D2）
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	○日 16:00 頃

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法

食事時期	—
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部局	—

8-5 追加情報の伝達

避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等

9 避難時の留意事項（主に住民）

自宅から避難する場合の留意事項

基本事項

- (1) 避難時は、金銭・貴重品、運転免許証やマイナンバーカード等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品、飲食料等を携行するものとする。

	<p>(2) 出火防止対策を行い、施錠等を行う。</p> <p>(3) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>
事態の特性	
	<p>(1) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p> <p>(2) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車の通行の妨げとならない方法とする。</p>
時期の特性	
	降雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。
避難場所での対応	
	<p>(1) 避難場所に到着した場合は、自治協力団体の代表者のもとに集合する。</p> <p>(2) 汚染のおそれのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調を悪化を確認したときは、消防署の協力を得て病院等に移送する。</p>
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
	<p>(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>(2) 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>(3) 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>(4) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>(5) 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p>
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において、爆心地に特に近接するC地区の住民については、防護服を装着した者が伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治協力団体代表者、自主防災組織会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。</p> <p>(3) 担当職員等は、民生委員・児童委員、障がい者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(5) 非常持出品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。

職員間の連絡手段	緊急連絡網
12 緊急時の連絡手段	
加須市国民保護対策本部	電話：0480-62-1111 FAX：0480-62-1934

○大規模集客施設への攻撃の場合

大規模集客施設への攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

なお、突発的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

大規模集客施設への攻撃からの避難は、多くの場合は攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域外に避難させる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言等を踏まえて、避難の方法を決定する。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員等から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

■例3 大規模集客施設への攻撃（地域内避難）

避難実施要領	
加須市長	
月 日 時 分現在	
地域内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、〇〇日△△時、武装工作員が〇〇において人質を取り、立てこもっている事案を緊急対処事態と認定して警報を発令し、埼玉県知事に対し、加須市E地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日
発生場所	〇〇センター
実行の主体	国籍不明の武装工作員
事案の概要と被害状況	武装工作員が〇〇センターにおいて人質を取り、立てこもっている。 武装工作員は武器及び爆発物を所持しているものとみられる。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日～数日程度避難施設に留まることを考慮することが必要である。
気象の状況	天候： 、気温： °C、風向： 、風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	

要避難地域	加須市E地区			
避難先と避難誘導の方針	当該事態が膠着 事態のため、加須市E地区に所在する者に対しての屋内避難の指示は行われなかったことから、市は当該地区から住民を早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について防災行政無線、市広報車等により即座に伝達する。 加須市E地区の住民を、避難場所であるF小学校に避難させる。			
避難開始日時	○月○日△時△分			
避難完了予定日時	○月○日△時△分			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：E地区周辺の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約1km圏内を消防警戒区域と設定 鉄道事業者：E地区の付近は運行停止 バス事業者：E地区の付近は運行停止、避難者の輸送			
連絡調整先	県対策本部：市職員○名を派遣 現地調整所：市職員○名を派遣 その他関係機関：連絡先は別紙のとおり			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	判明した爆破物に大量殺傷物質(NBC)が用いられているかは不明。風の方向を考慮して避難。			
地域の特性	地域の結びつきが強く自治協力団体単位の行動が期待できる。 隣接する市との境界の地域(隣接市との連携が必要)			
時期による特性	季節的に暖房の必要はない。天候は2～3日は降雨なし予報。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	E地区			合計
避難者数(計)	○○名			○○名
うち要配慮者数	不明			
うち外国人等の数	不明			
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	E地区			
避難施設名	F小学校			
所在地	加須市E地区			
収容可能人員数(人)	○○人			
連絡先(電話等)	○○○○			
連絡担当者	市本部:○○ 避難先:○○			
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所(広域避難場所)				
集合場所・避難場所名	—			

所在地	—			
連絡先（電話番号）	—			
連絡担当者	—			
その他の留意事項	—			
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・ 徒歩 ・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	要配慮者 その他（入院患者等）	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の公用車両等による搬送を行う。要避難地区の病院及び避難先地域の病院と調整し、病院の車両または救急車による搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は県道G号線、市道H号線とする。詳細は別添地図のとおり。		
交通規制	実施者の確認	加須警察署		
	規制に当たる人数	〇人		
	規制場所	I 交差点		
警備体制	実施者の確認	加須警察署、陸上自衛隊		
	規制に当たる人数	〇〇人		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区		E 地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—		
	輸送手段	—		
	避難先	—		
	集合時間	—		
	その他（誘導責任者等）	—		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	E 地区		
	輸送手段	徒歩		
	避難経路	県道G号線、市道H号線を使用		
	避難先	F 小学校		
	避難開始日時	〇月〇日〇時〇〇分		
	避難完了予定日時	—		
その他（誘導責任者等）	—			

要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	要配慮者名簿を基に個別に設定
	要配慮者への支援事項	要配慮者の区分に応じた対応を実施する。 避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。
	輸送手段	市公用車
	避難経路	県道G号線、市道H号線を使用
	避難先	F小学校、J福祉避難所
	避難開始日時	○月○日○時○○分
	避難完了予定日時	—
8-2 職員の配置方法		
配置場所	避難場所施設、主要な交差点	
人数	○○名	
現地調整所	F小学校	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防及び消防団員	
時期	○月○日○時○○分	
場所	E地区	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう説得を行う。	
終了予定日時	○月○日○時○○分	
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法		
食事時期	—（避難場所にて提供）	
食事場所	—	
提供する食事の種類	—	
実施担当部局	—	
8-5 追加情報の伝達		
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
基本事項		
避難時は、留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。		
事態の特性		
服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報するよう促す。		

時期の特性	
—	
一時集合場所での対応	
—	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>作業着や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</p> <p>混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 ・ 市広報車、消防車両の活用 ・ 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に電話・FAX
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。
12 緊急時の連絡手段	
加須市国民保護対策本部	電話：0480-62-1111 FAX：0480-62-1934

【参考 1】 住民の避難の基本的考え方

(1) 避難措置の指示

国は、住民の避難が必要（屋内への避難含む。）であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県に対し、住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示（避難措置の指示）することとされている。避難措置の指示の内容は次に示すとおりである。

【避難措置の指示の内容（国→埼玉県）】

- ①要避難地域：住民の避難が必要な地域（できるだけ市町村単位が示される）
- ②避難先地域：住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
- ③住民の避難に対して関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 避難の指示

埼玉県は、国から避難措置の指示を受けたときは、要避難地域の住民に対し、市町村の長を経由して、避難すべき旨を指示（避難の指示）する。避難の指示の内容は概ね次に示すとおりである。

【避難の指示の内容（埼玉県→加須市）】

区 分	指 示 内 容
① 要避難地域	国の避難措置の指示で示された地域に近接地域についても、知事が必要と認めるときは、周辺要避難地域として非難の指示を行う。
② 避難先地域	住民の避難先となる地域（避難先となる地域の市町村名を示す。）
③ 住民の避難に対し関係機関が講ずるべき措置の概要	国による措置の内容等
④ 主要な避難経路	・道路利用の場合は、高速道路、国道及び県道レベルで設定する。 ・鉄道利用の場合は、乗車駅、利用路線名および降車駅で設定する。
⑤ 避難のための交通手段	運送事業者の対応可能な輸送方法及び輸送力
⑥ その他避難の方法	避難開始時刻、避難に伴う交通規制、要配慮者への配慮事項及び避難時における注意事項（避難時の服装、自家用車利用の可否等）


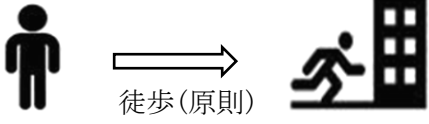
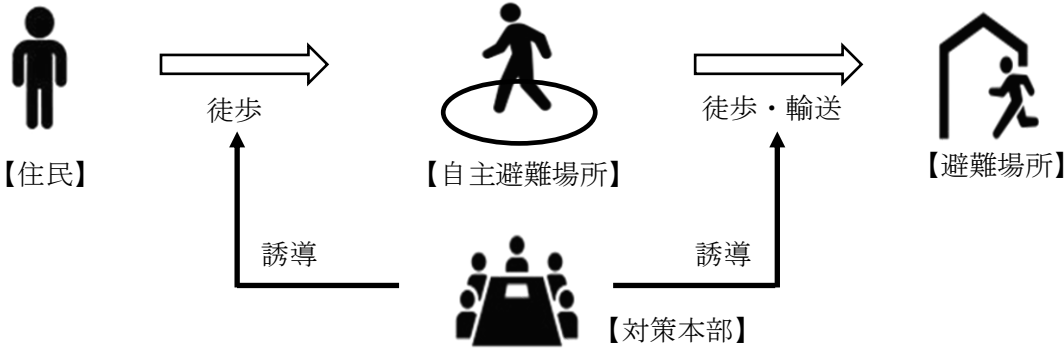
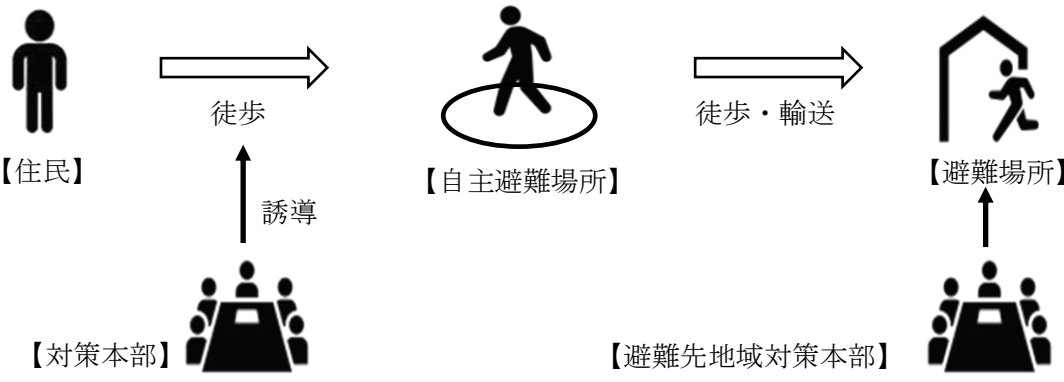
(3) 避難形態

国民保護事案が発生した場合または発生の予兆が見られる場合、市は国や県からの指示の下、住民を避難誘導することとなる。市が避難を実施するにあたり考えておくべきことを避難の形態ごとに分類すると、①屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、②市域内の避難、③市域外への避難（県外への避難を含む。）の3形態が考えられる。

また、一時的に屋内避難を行い、その後市域内や市域外に避難する場合も考えられる。さらには、同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には市域内避難を求めるような場合もありうる。

住民の避難に関する措置を実施する際には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。

■避難の形態

①屋内避難	
外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。	
自宅にいる場合	外出している場合
 <p>自宅にいる場合は外出しないで留まる</p>	 <p>徒歩(原則)</p> <p>外出している場合は、速やかに屋内に避難する。 近傍のコンクリート造り等の堅ろうな建物に避難する</p>
②市域内避難	
危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。	
 <p>【住民】 → 徒歩 → 【自主避難場所】 → 徒歩・輸送 → 【避難場所】</p> <p>誘導 (from 対策本部 to 自主避難場所)</p> <p>誘導 (from 対策本部 to 避難場所)</p> <p>【対策本部】</p>	
③市域外避難	
危険が予測される場所から安全な所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。市は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県または市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。	
 <p>【住民】 → 徒歩 → 【自主避難場所】 → 徒歩・輸送 → 【避難場所】</p> <p>誘導 (from 対策本部 to 自主避難場所)</p> <p>【対策本部】</p> <p>【避難先地域対策本部】</p>	

【参考 2】 避難誘導における一般的留意事項

(1) 各種の事態に即した対応

- ア 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- イ 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。
- ウ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、避難場所までの移動、避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動をとった後に、県警察、消防署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- エ 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力を行うこととなる。
- オ 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び要配慮者の避難誘導について特に重視することとする。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- ア 避難住民の誘導に当たっては、国対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応を基本とする。
- イ 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考えることとする。
- ウ 避難実施要領の策定に当たっては、県、県警察、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくこととなる。
- エ 市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。
- オ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- カ 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新

の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることとする。

(3) 住民に対する情報提供の在り方

- ア 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていくこととする。
- イ 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して必要な情報を、タイムリーに提供することとする。
- ウ その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である）。
- エ 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行うこととする。
- オ 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することとする。
- カ 要配慮者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員・児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくこととする。
- キ NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけるものとする。

(4) 高齢者、障害者等への配慮

- ア 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることとする。
- イ 具体的には、以下の避難行動要支援者の避難行動支援措置を講じていくこととする。
 - (ア) 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - (イ) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- ウ 老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくこととする。

(5) 安全かつ規律を保った避難誘導

- ア 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- イ 避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図ることとする。また、避難場所からバス等で移動する場合においては、当該避難場所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることとする。
- ウ 避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向ったり、避難から脱落することがないように、注意することとする。
- エ 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- オ 避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させることとする。
- カ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- キ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ク 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ケ 近隣の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

(6) 学校や事業所における対応

- ア 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- イ 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である）。
- ウ こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図ることとする。

(7) 民間企業による協力体制の構築

- ア 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上で役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。
- イ 例えば、昼間市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時

は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供)は、大きな効果を生む。

ウ このため、こうした取り組みを行う民間企業をPRすること等により、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めることとする。

(8) 住民の「自助」に基づく取り組みの促進

- ア 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- イ 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化することとする。
- ウ 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することとする。こうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。